

# 第33回 農業委員会総会議事録

令和8年3月25日開会

中標津町農業委員会

令和8年3月25日、第33回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小沼	大
2番	西塚	知也
3番	纒坂	直俊
4番	福嶋	寿顕
5番	山下	幸枝
6番	助口	明
7番	遠藤	昭男
8番	船越	信雄
9番	二瓶	裕貴
10番	横田	千秋
11番	長谷川	孝二
12番	田中	洋希
13番	竹村	聡
14番	瀧本	和男
15番	後藤	宏幸
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- (イ) 議案第163号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第165号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第167号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ホ)
- (ヘ) 議案第168号 令和8年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ト) 議案第169号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 議案第170号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の承認について
- (リ) 報告第37号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 報告第38号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ル) 報告第39号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	杉山	隆
事務局次長	葛西	利光
農地係長	吉田	佳弘
係	齋藤	光代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第33回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
6番、助口 明 委員。  
7番、遠藤 昭男 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。  
(挙手あり)事務局長。

事務局長 2月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。3月18日、札幌市にて、北海道農業会議第100回総会がおこなわれ、その後、令和7年度市町村農業委員会会長・事務局長が行われました。それぞれ会長と事務局長が出席しております。また、翌日、3月19日には、北海道農業会議第11回常設審議委員会がおこなわれ、会長が出席されております。次に3月24日役場202号会議室におきまして中標津町農業振興協議会が開催され、会長・会長代理・事務局長が出席しております。農業用施設建設のための農用地区域からの用途変更が3件、従業員宿舍建設及び通路、後継者住宅の建設、また、太陽光施設の建設のため農用地区域からの除外が3件農業用施設建設及び通路による、軽微な変更に係る指定地域の様と変更が1件あり、いずれも申請どおり承認されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第163号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)福嶋委員。

福嶋委員 上程になりました議案第163号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1)1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から3は議案記載のとおりです。4.見取図については、3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。  
案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。  
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和8年3月16日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第164号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第164号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明いたします。5ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、7、8ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。9ページをお開きください。  
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は10ページのとおりです。  
この案件につきましては、譲受人に賃貸借していた農地を譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第164号(3)について説明いたします。11ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から8は議案記載のとおりです。9、見取図については、12ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第164号(4)(5)について説明いたします。13ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、15、16ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。17ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は18ページのとおりです。  
この案件につきましては、譲受人に貸借していた農地を譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)から(9)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第164号(6)から(9)について説明いたします。19ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、20ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。21ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は22ページのとおりです。

なお、(8)(9)につきましては、譲受人が同一でありますので、譲受人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。23ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は24ページのとおりです。25ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は27ページのとおりです。

この3件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(10)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第164号(10)について説明いたします。28ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図については、29ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程5、報告第37号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第37号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。85ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。7. 完了検査年月日につきましては、令和7年12月25日に工事完了との報告を受けましたが、積雪のため現地調査をせず、3月6日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第165号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第165号「農地法第4条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。議案の31ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から4は議案記載のとおりです。5、見取図については、32ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。現有施設用地内では不足する状況となり、一部農地を転用して建設するものであります。

申請面積については、15,929㎡で、令和8年3月10日に第2地区推進班において確認し、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第165号(2)(3)について説明致します。33ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○○○、○○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、34ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。申請地については、平成7年からの継続地であり、今回の申請面積は、14,141㎡となっております。令和8年3月10日に第3地区推進班にて、申請書の資料にて確認したところです。積雪のため、現地については雪解け後に再度確認する予定です。資源採取のための一時転用であり、採取計画が終了することにより一団の農地として利用することが可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。35ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○○○、○○○○○。

2から4は議案記載のとおりです。5、見取図については、36ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、2,717㎡となっております。令和8年3月10日に第3地区推進班において確認を行ったところ、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定、「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、これを北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。日程7、報告第38号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第38号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。87ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

野付郡別海町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。7. 完了検査につきましては、令和8年3月16日に第4地区推進班において確認し、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、議案第166号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第166号(1)について説明致します。38ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から4については議案記載のとおりです。5、見取図については、39ページのとおりとなっております。本案件につきましては、機械庫等農業用施設を建設するため申請があったものです。現在の施設では不足する状況となり、一部農地を転用して増設するものです。申請面積については、1, 149㎡で、令和8年3月10日に第3地区推進班において確認し、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定、「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり承認致します。  
(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり承認されました。

日程 9、議案第 167 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。(1) から (11) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 167 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1) から (11) について説明いたします。41 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 7 については議案記載のとおりです。8、見取図については、48 ページのとおりです。

なお、(2) から (7) につきましては、(1) で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。42 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 9 については議案記載のとおりです。10、見取図は、48 ページのとおりです。なお(3) から (7) につきましても、貸主が同一であり、見取り図につきましても 48 ページ、49 ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。43 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 9 については議案記載のとおりです。44 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 9 については議案記載のとおりです。45 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 9 については議案記載のとおりです。46 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 9 については議案記載のとおりです。47 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。

以上の7件につきましては、賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇から借り入れた農地を、借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。50ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、52ページのとおりです。

なお、(9)につきましては、(8)で〇〇〇〇〇が借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。51ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、52ページのとおりです。この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れた農地を、借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。53ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、55ページのとおりです。

なお、(11)につきましては、(10)で〇〇〇〇〇が借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。54ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、55ページのとおりです。この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れた農地を、借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(12)から(16)について、地区推進班から議案

の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第167号(12)から(16)について、説明いたします。  
56ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、58ページのとおりです。

なお、(13)(14)につきましては、(12)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。57ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、58ページのとおりです。なお(14)につきましては、貸主が同一ですので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、60ページのとおりです。

この3件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れした農地を借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。61ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、63ページのとおりです。

なお、(16)につきましては、(15)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。62ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、63ページのとおりです。なお(14)につきましては、貸主が同一ですので、貸主の氏名等省略し、この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れした農地を借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(17)(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第167号(17)(18)について、説明いたします。  
64ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、66ページのとおりです。

なお、(18)につきましては、(17)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。65ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、66ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れした農地を、借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(19)(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第167号(19)(20)について、説明いたします。  
67ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7については議案記載のとおりです。8、見取図については、70ページのとおりです。

なお、(20)につきましては、(19)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。68ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から9については議案記載のとおりです。10、見取図は、70ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇〇が借り入れした農地を、借主に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程10、報告第39号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 後藤田委員長。

後藤田委員長 報告第39号「農地委員会開催報告について」説明いたします。議案の89ページをお開きください。令和8年2月24日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1. 令和8年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、令和8年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

協議結果。本町における令和7年1月から12月のあっせん売買事例では、h a 当り80万円で取り引きされた事例はありません。最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除きh a 当り60万円から65万円未満で全体の26.2%、次に多く取引された事例は65万円から70万円未満が、15.7%となっております。平均単価は、66万4千円、対前年比では29千円増額となっております。近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきておりますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上、検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生



〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上22件の提出がありました。令和8年2月24日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

(〇〇委員着席)

議長 〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり承認されました。  
日程13、議案第170号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第170号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について」事務局よりご説明致します。81ページをお開きください。  
農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地等の利用の最適化の促進に係る活動、いわゆる「最適化活動」を実施することとされております。令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長通知により、最適化活動の成果目標及び活動目標を3月末までに翌年度の目標を作成することとなったことから、令和8年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、最適化活動の目標の設定につきましては、承認後、北海道農業会議の確認を受けた上で農業委員会のホームページ掲載等に公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。  
これをもちまして、第33回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時29分)